薬局の感染対策指針

令和〇〇年〇〇月作成

|  |
| --- |
| 感染対策委員会 |
| 桜島　太郎桜島　花子西郷　どん |

**感染対策指針（ひな形）【簡易版】**

当薬局は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる医療・介護サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

１．基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い医療・介護サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

２．感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（１）平常時の対策

* + 1. 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
		2. 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

1. 職員の健康管理
2. 標準的な感染予防策
3. 衛生管理
4. 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年２回以上の「研修」（含む入職時）を定期的に実施する。
5. 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年２回以上の「訓練」を定期的に実施する。
6. 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

（２）発生時の対応

* + 1. 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
		2. 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
1. 空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
2. 消毒
3. ケアの実施内容・実施方法の確認
4. 濃厚接触者への対応 など
5. 感染事例等が発生後は、必要に応じて管理薬剤師と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係機関 | 名称・担当部署・担当者 | 連絡先 |
| 医療機関 |  |  |
| 薬局 |  |  |
| 保健所等 |  |  |

1. 感染事例等の発生後は、必要に応じて管理薬剤師と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係者 | 氏名 | 連絡先 |
| 社内 | （別表に定める） |
| 出入り業者 |

＜変更・廃止手続＞

本方針の変更および廃止は、感染対策委員会の決議により行う。

＜附則＞

本方針は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

　　　　　（令和〇〇年〇〇月〇〇日　改訂）